適格請求書発行事業者の登録申請書

1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。 この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 本書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 本書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 本書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 本書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 本書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 本書を提出するといて、「第1と「記載要領等をご確認ください。」。 ・	/ 収受印 /		【1/2	2]
(〒 733 - 0871) 広島市西区高須3丁目5番28号	令和 年 月 日	申	住 所 又 は 居 所 (法 人 の 場 合) 本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 (電話番号 090 - 3745 - 3479)
氏名又は名称 前田 実		請	(〒 733 - 0871) 広島市西区高須3丁目5番28号 (電話番号 090 - 3745 - 3479)
広島西 税務署長殿		者	氏 名 又 は 名 称 前田 実	
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人 (人格のない社団等を除く。) にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は合和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。 この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 事業者区分 ② 課税事業者 □ 免税事業者 ○ 免税事業者 ○ 免税事業者の確認」欄も記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は合和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情 税理士法人 長谷川会計 税理 土 署 名 税理士法人 長谷川会計 税理 土 署 名		kø.	代表者氏名 法人番号	、 で
 (平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。 令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。 事業者区分 区の申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 事業者 □ 免税事業者 □ 免税事業者 □ 免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次業「免税事業者の報ご、申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、日本は一般な事情がある。日本は一般な事情がある場合は、日本は一般な事情がある。日本は一般な事情がある場合は、日本は一般な事情がある。日本は一	公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団 なお、上記1及び2のほ また、常用漢字等を使用	が 田等さ ほか、 月して	を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地 登録番号及び登録年月日が公表されます。 て公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。	
した場合は、原則として令和 5 年10月1日に登録されます。 この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 事業者 区 分 図 課税事業者 □ 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。 令和 5 年 3 月 31日 (特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和 5 年 6 月 30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その思しな。その思しな情がある場合は、その思しな情がある。その思しなもならなもならなもならなもならならなもならならならならならならならならならな	(平成28年法律第15号 ※ 当該申請書は、	子) 所	第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定に	
事 業 者 区 分 ② 課税事業者 ② 機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				: 出
判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情がある場合は、その困難な事情	事 業 者 区	分	☑ 課税事業者□ 免税事業者※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「ダ	
税 理 士 署 名 税理士 (電話番号 082 - 272 - 5868) ※ 整理 部門 申禁 年 日 年 日 年 日 確	判定により課税事業者とな合は令和5年6月30日)まこの申請書を提出することがなかったことにつき困難な	るでで事情		
	税 理 士 署	名	税理士)
一番	税 番号		部門 申請年月日 年月日 番号 年月日	
務 署	署 処 理	年	番号 身元 □ 済	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

													氏	名 又	は名	称	前田	実							
	Ē	该当~	する!	事業	者の	り区	分に	こ応	じ、		にレ	印を	付し	記載	してく	くださ	žΛ,°								
免税		(平	成2	8年	去律	津第	15 -	号)	附	則第	育44	条第	4項	の規	を 受 に 適 用	適用	を受	:け。	よう	٤.	する	事	業者	する	法律
																_									
事		11迫			——————————————————————————————————————	-	方	+									-					_	_	_	
業		事業		年 月) フ													法人のみ	事	業	年	度	自 <u></u> 至		 	E E
者		内		月日								年		月	E	3	記載				金	王.			円 円
し の		容等	事	 業	:	内	容	+																	
		·	7		•	1 1	111											1 1	果	税	期	間	の	初	日
確																									
認																									
登	課税事業者です。																								
録																									
要		の確 い。	[認]	欄の	レハー	ずれ:	かの	事	業者	に該	当す	る場	合は、	ΓŊ	: [ハ]	を選打	₹して	くだ	さ						
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。																								
確			+1. <-	2 114	, ,	·		+1.	·		1 7 -					<u> </u>	F 2 0			<u> </u>					
認															ヽえ										
参																									
考																									
事																									
— — 項																									
- F.																									